



平成25年5月17日

各 位

会 社 名 サトーホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役執行役員社長 松山 一雄
(コード番号 6287 東証第一部)
U R L <http://www.sato.co.jp>
問い合わせ先 取締役常務執行役員 榎田 晃裕
電 話 番 号 03(6665)0639

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月17日開催の取締役会において、平成25年6月21日開催予定の第63回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、「単元未満株式の買増し」の規定を新設するとともに、所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第329条第2項の定めに基づき補欠の監査役を選任する場合、その選任決議の有効期間ならびに補欠として選任された監査役の任期を定めるため、現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
第1条～第9条 (条文省略) (新 設)	第1条～第9条 (現行どおり) <u>(単元未満株式の買増し)</u>
第10条～第29条 (条文省略)	<u>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
	第11条～第30条 (現行どおり)

現行定款	定款変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 31 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>第 32 条～第 40 条 (現行どおり)</p>

3. 単元未満株式の買増制度について

- (1) 1 単元 (100 株) に満たない数の株式を所有されている場合に、所有株式が 1 単元になるよう、不足する数の株式を買増して 1 単元の株式とすることができる制度であります。
(例) 現在所有している当社株式が「30株」の場合、買増制度により「70株」を買増し、単元株式である「100株」とすることができます。
- (2) 単元未満株式の買増制度開始日
平成25年6月24日 (月曜日)
- (3) 単元未満株式の買増制度導入の条件
平成25年6月21日 (金曜日) 開催予定の当社第63回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件としております。

以 上